

第8回 門真市子ども・子育て会議 会議録

- ・日 時：平成26年9月3日（水） 午後2時から午後3時20分まで
- ・場 所：門真市役所 本館2階 大会議室
- ・出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、北川 絵美子、
嶋岡 由紀、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、内藤 弘子、
清水 光子、栗原 弓子、梶井 常和
- ・事務局：教育委員会事務局こども未来部…河合部長、大矢次長
こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、山中上席主査、難波係員、山本係員
子育て支援課…三宅課長、中谷課長補佐
保育幼稚園課…森田課長、花城課長補佐
保健福祉部健康増進課…石丸課長補佐
教育委員会事務局学校教育部学校教育課…上甲課長
- ・傍聴者：3名
- ・案 件：1. 門真市における幼児期の教育・保育の「確保方策」について
2. 門真市における地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について
3. その他

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（委員長挨拶）

（1）門真市における幼児期の教育・保育の「確保方策」について

事務局：議題1についてご説明いたします。資料1をお願いします。

この資料は、前回お示ししたものと同様のものとなりますが、前回に加え、全事業に関しまして、④確保方策を記載しております。議題1では、このうちの幼児教育・保育といたしまして、1ページから4ページについてご説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。

このページはほぼ前回と同じ内容でございますが、①のグラフ部分に実績値として、両事業とも平成26年度の実績を追加させていただいております。なお、ここで一点修正がございます。2ページの保育の部分でございますが、表の表示について□が2号△が3号となっておりますが、△が2号□が3号の誤りでございます。

これらの事業の確保方策につきましては、3ページ、4ページにまとめて記載しております。3ページ、4ページをお願いします。

3ページには、前回確認いただいた幼児期の教育・保育に係る「確保方策」について、数値目標を設定するにあたっての方向性を追加で記載しております。

1号認定の幼児教育につきましては、現状の定員で充足される予測を立てておりますの

で、現状からの定員拡充は原則行わない方向で考えております。したがって、とりわけ、現時点で不足が想定されております、2号認定・3号認定の保育の確保についての考え方として記載しております。

まず、上段に記載している内容といたしましては、①として、これまでお示ししてきました量の見込みにつきましては、保護者の方へのニーズ調査をもとに設定した数値でございまして、この数値を基に今後の整備等を考えていくこととなっております。しかしながら、今回の制度変更が大規模であり、実際に制度を運用していった際に、どれほど利用が伸びてくるのかを見極めた上で、計画を進めていく必要があると考えております。そのため、現時点での各施設からの意向希望と制度開始後の進行状況を把握し、進行管理を行いながら、中間年度である平成29年度には必要に応じて見直すことも必要であると考えております。したがって、現時点での計画といたしましては、平成31年度の確保に向けて、今後5年間を通じて確保を行う計画といたします。

また、下段に記載している内容といたしましては、その5年の確保策を考える際に、見込み量としては不足しておりますものの、今後、将来的には子どもの数は減少していくことも想定され、実情が把握できない現時点で、新たに大規模な認定こども園、保育所、幼稚園を整備すると供給過剰となる可能性もありますことから、まずは、門真市内の既存施設での確保を基本とし、各施設、事業者の希望を踏まえた上で、定員拡充を図っていきたいと考えております。また、先程申し上げましたとおり、毎年度の進行管理を通じて、利用者の傾向や各施設の状況を見定めた上で、新規施設を整備するための必要な期間を確保した時期での計画変更を含め、対応が必要と考えております。したがって、事務局といたしましては、まずは、既存の幼稚園、保育所、認可外保育施設の活用を基本とし、新制度の下での定員拡充を図り、その後、状況を踏まえて、必要に応じて計画変更または新規施設の整備を含めた検討を行いたいと考えております。

確保数値を掲げていく上での方向性は以上でございますが、この方向性に基づきまして、4ページに具体的な数値を記載しております。

記載内容といたしましては、上段が北部区域、中段が南部区域、下段がそれらを合計した市全域の確保内容となっております。数の計上根拠でございますが、今年7月に実施しました各施設、事業者への意向希望調査結果をもとにいったん各施設等の希望の受け入れ人数を基本とした定員数の計上を行っております。表には、各区域の各年度の各号の見込み数、確保策、その差の過不足数を順に記載しております。各表の確保策の上段「特定教育・保育施設」は定員20人以上の幼稚園、保育所、認定こども園での確保定員数の合計を記載しており、現在の幼稚園、保育所への調査結果をもとに計上しております。また、確保策の中段「特定地域型保育事業」につきましては、定員19人以下の小規模保育等での確保定員数の合計を記載しており、現在の認可外保育施設への調査結果をもとに計上しております。その下、確保策の下段の「確認を受けない幼稚園」といたしましては、来年度以降、私学助成を継続される施設での受け入れ定員数の合計を記載しており、幼稚園への調査結果をもとに記載しております。

調査結果を集計した結果、27年度の北部区域で見ますと、1号に関しては、237人、2号に関しては45人の超過、3号に関しては50人の不足が発生する状況ですが、28年度

に各施設の確保が進みますと、27年度には50人不足していました3号認定の定員が37人の不足となる見込みでございます。先程の方向性に基づきまして、28年度までは、既存施設での定員拡充により不足定員の通減を見込んでおります。しかしながら、現段階での受け入れ予定人数だけでは、見込み数をすべて確保することはできないため、計画上29年度以降は不足数を計画的に解消するよう数字を上乗せしており、新制度での更なる定員数の拡充を図っていくよう確保数として設定しております。

ただし、先程の方向性にもありましており、29年度にはいったん状況を見極めた上で、どのように確保するかを改めて検討したいと考えております。

南部区域も同様に、定員数を計上しておりますが、南部区域につきましては、保育の2号定員についても不足しておりますため、北部の3号と同様に29年度以降に計画上、均等に上乗せを行っております。

また、特定教育・保育施設の確保の内訳を参考資料1に記載しております。こちらの表には、量の見込み、各園への調査結果に基づいた受け入れ希望数の合計、施設ごとの確保数、それを差し引いた過不足数を記載しております。29年度以降の網掛けしている部分は、量の見込みを確保するために、均等に上乗せした部分でございます。

なお、資料1も含めまして、今回確保方策として示しております数値といたしましては、門真市内で運営されている施設、事業者での受け入れを想定し、記載しておりますが、これに加え、他市の施設での受け入れにつきましても、計画上見込むこととなっております。例えば、門真市にお住まいの方が、寝屋川市の施設を利用されることも、特に幼稚園では多く発生しておりますため、その施設が受け入れされる門真市枠としての定員を把握し、上乗せしていく「広域調整」の作業を行うこととなってまいります。この広域調整につきましては、先日大阪府より情報提供があったところであり、各市と上乗せ数の調整を行っております最中でありますため、今回のこの確保方策ではお示しすることはできませんが、次回の会議で上乗せ分として改めてお示しさせていただきます。なお、現段階での上乗せの内容といたしましては、概ね幼児教育の1号認定の数字で、保育枠といたしましては、若干の2号認定の上乗せが発生する見込みでございます。いずれにいたしましても、本日お示した、確保の方向性をもって、調整した結果の確保方策としたいと考えております。議題1の説明については、以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただ今の事務局の説明では、門真市における幼児教育・保育の確保方策として、1点目は計画として計画期間において実際の状況を見極めていくということ、2点目は、施設を活用した確保方策を行っていくという方向性の説明でした。1点私の方からお聞きしたいのですが、広域調整について現状門真市の状況はどうでしょうか。

事務局：大阪府からいただいた数字で他市を通じて調整中ですが、1号認定の幼稚園利用を想定された数が59名、2号認定が17名です。今いただいている内容で全て数字が挙がっているわけではございません。そのあたりにつきまして、他市と調整中です。

委員長：ありがとうございます。次回の会議までには、もう少し正確な数字がわかるということですね。

事務局：次回お示ししたいと思っています。

委員長：ただ今の事務局からの説明についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

川西委員：5年間計画での説明がありましたが、まず、事務局にお願いしたいのは、毎年、数値の見直しをしっかりと行っていただき、現状に即した計画変更をお願いしたいです。また、幼稚園、保育園、父母の会などの地域の施設がこの計画により不利益にならないように制度が実施されてマイナス面が出てきたならば、きちんと修正する柔軟な体制でこの計画を進めていていただきたいです。

委員長：ありがとうございました。今、委員から前回同様、既存施設が不利益を被らないように配慮いただきたいという意見でした。また、5年先に0を目指すというのではなく、1年1年の状況を見ながら臨機応変に対応して欲しいというご意見でした。当然、その方向で、事務局も考えられていると思います。よろしくお願いします。

邨橋委員：私立の幼稚園では、27年度は新制度に移行しないため、この確保方策の数字が整った段階で初めて具体的な話になりますが、できるだけ早い段階で私立幼稚園でも準備したいと思っています。確認ですが、この新制度そのものは、すべての子どもを対象に同じように扱うということということでよろしかったですね。

事務局：はい。

邨橋委員：各1号、2号、3号と家庭状況によって子どもたちを区別していくわけですので、各施設としては差がなくなりますが、公立幼稚園や保育園としてはどう計画されていますか。

委員長：事務局いかがですか。

事務局：現時点で公立幼稚園、保育園をどうしようということはまだ決まっておりません。

邨橋委員：施設として考えた時に、それぞれ幼稚園と保育園が独立しているよりも1つの認定こども園化とする方向に私は賛成です。現在、公立幼稚園が2園で、保育園の施設も使うことで、併せて3園を移行すれば柔軟に対応できると思われますし、市の施設であれば、なおさら認定に格差がないだろうと思いますので、積極的に進めていただければ、私たちも協力ができるのではないかと思います。

事務局：前回もこの会議の中で、そのような意見をいただいておりますので、今後の市の検討課題になると考えております。

委員長：また、今のご意見を今後の参考をお願いいたします。

内藤委員：1号認定や2号認定の意味を一般の保護者の方はどれだけわかってらっしゃるのでしょうか。とりあえず、来年度認定こども園に移行するところがないのであれば、この1年の間に新制度についての説明を希望するところには市役所の方が出向いて、保護者にメリットとデメリットをしっかりと理解していただく準備が必要かと思います。認定こども園に移行したらどうなるかはスタートしてみないと判断できませんので、まず公立幼稚園と保育園は率先して移行していただきたいです。

委員長：整理していきますと1号、2号、3号認定の保護者の認知度ですが、嶋岡委員と北川委員にお聴きしたいと思います。まず嶋岡委員どうでしょうか。

嶋岡委員：幼稚園でお母さんと話す機会がありましたが、認定こども園とは何か、またどう変わるのかという状態で、まだまだ分かっておられない保護者の方は多いと感じました。

委員長：ありがとうございます。次に北川委員どうでしょうか。

北川委員：新制度は幼稚園、保育園、地域型保育に、さらに認定こども園を新たに設けるという理

由が、この広報の説明を読んでも見当が付きません。私自身子どもを保育園に預けていますが、既設の保育園が認定こども園化した場合に、移ろうか現状のまま保育園に残ろうかの判断もつきませんので、おそらく他のお母さん方も同様かと思います。具体的にわかりやすい説明を周知していただきたいです。

委員長：ありがとうございました。今、両委員から保護者の立場として認定こども園の内容というものが周知されていないという意見をいただきました。周知に関して、今後事務局の取り組みは、どう考えていますか。

事務局：今回は、まず第1弾として市の広報に国の制度の概要として一般的な話を掲載しています。当然、新制度は複雑ですので、市民の方には分かりづらいことと認識していますので、今後、様々なことが決定しましたらその都度、周知を進めたいと思っています。

委員長：引き続き周知をお願いします。また、公立幼稚園、保育園の認定こども園化につきましても重ねて検討をお願いします。

事務局：現時点では公立の動きというのは何も決まっておりませんが、今回の子ども・子育て会議で意見が出ておりますので、今後、市の方で検討していくことになると思います。

事務局：追加補足です。市内に保育園が3園、幼稚園が2園あります。お手元の資料の確保方策にそれぞれの幼稚園・保育園として現定員数を掲示しています。現状、市の計画としては、平成29年度開設で南幼稚園と南保育園の建て替えを予定しており、その際に幼稚園と保育園を同じ場所に一体化施設として建て替えることも検討に入れ、認定こども園化も視野に置いています。詳細につきましては、今後どういう形で施設を運営していくかは詰めて参ります。残る幼稚園と保育園の施設につきましても、ご意見を踏まえながら、施設のあり方について検討していきたいと思っています。

内藤委員：既に近隣の自治体でも認定こども園を開設しているところがありますので、実際に行ってみてどんな問題点があるかなどを是非聴いていただき、参考にしていきたいです。

委員長：ありがとうございます。

邨橋委員：私立の幼稚園は27年度には移行しませんので、具体的な方向性が決定した段階で園より説明があると思います。入園前の見学が6月頃ですから、翌年の4月から移行するのであれば6月遅くとも9月時点で保育料など具体的な話が聞けると思います。保育園と幼稚園の件では私立保育園と幼稚園は保育料の収め方が全く違うようになります。私立幼稚園は毎月決まった金額の保育料を払い、年度末の3月に就園奨励費という形で補助金が保護者に還付されます。一方、私立保育園は各家庭の所得により、補助金額を先に差し引いた額を月割で支払うことになるので、保育料が低いことになります。これが私立保育園と幼稚園の大きな違いです。

保育園は制度的には、あまり大きくは変わらないので、認定こども園化すれば1号認定の短時間の方も入園できますし、現行の保育園と同じように長時間の預かりもできると考えていただければ分かりやすいかと思います。他に施設型給付の幼稚園として残るところは今までと同様の運営で、さらに大阪府からの補助金を受けている現行どおりの幼稚園がもう1つあります。また、伊丹市に幼稚園と保育園を合同で運営している施設が既にあり、市そのものが認定こども園化していますので、公私立幼稚園の研修会で見に行くことになっています。

委員長：各委員に分かりにくい部分を説明していただきました。議題１では５年間かけて状況を見極めながら対応策を考えていくということと、もう１点は既存施設を活用していくことを確認していただきました。では議題１を終わります。

(２) 門真市における地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について

事務局：議題２について、ご説明いたします。議題１と同じ資料１の５ページをお願いします。

議題２につきましても、計画に記載する地域子ども・子育て支援事業について、前回ご確認いただきました確保の方向性をもとにした、数値目標や実施体制等についてご意見をいただきたいと思っております。また、今回は各事業の詳細な事業内容についてはご説明いたしません、前回の会議にお配りしておりました事業の概要資料を、本日参考資料２としてお配りしておりますので、合わせてご覧ください。なお、一部の事業につきましては、量の見込みの修正を行っているものもございますので、説明の中で合わせて触れさせていただきたいと思っております。

では、はじめに５ページの(３)利用者支援事業です。この事業につきましては、見込みとしては２か所、確保方策としても２か所の実施としております。前回の会議で、保護者が利用しやすいよう、北部だけでなく南部にもというご意見も頂いておりますので、実施場所としては、北部として市役所、南部として子育て中の方が比較的集まりやすい地域子育て支援拠点での実施を予定しております。

次に、６ページ(４)地域子育て支援拠点事業です。この事業につきましては、見込み値を修正しておりますので、合わせて資料２をご覧ください。表紙を１枚めくっていただくと、この事業の見込み修正内容を示しているページがございます。前回までにお示ししていた数値を上段「修正前」に載せておりますが、量の見込みの審議後、国のワークシートによる計算方法の修正があり、それを反映させた上で、主な対象児童として想定されない両親ともにフルタイム就労の場合、日中基本的には通園されている保育所等を利用する場合を除く方法等で算出し直したものでございます。その上で、資料１に戻っていただいて見込み値を実績値と比較して見ていただくと、昨年度の利用実績より３,０００人程多い見込みとなっております。これに対する確保方策の実施か所数としては、現状の実施箇所での受け入れも可能であることから、現状と同じ２か所を想定しておりますが、公立保育園等で実施しております類似事業の活用や前回ご意見をいただいた支援の質の向上を同時に行ってまいりたいと考えております。その中で実際に利用実態等を見ながら、必要に応じて実施箇所の追加も視野に入れ、改めて検討してまいります。

次に、７ページ(５)妊婦健診です。見込み値に修正はなく、実施体制として、現状と同じく基本的にはどの医療機関でも受診できるよう実施し、国に準じた検査内容で実施いたします。また、適切な受診を促し、母子の健康保持を行ってまいります。

次に、８ページ(６)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）です。こちらも見込み値に修正はなく、確保方策、実施体制といたしましては、現状と同様に、地域環境に精通した子育て支援経験者等である訪問員約１０人体制で対象家庭を訪問いたします。

次に、９ページ(７)養育支援訪問事業です。この事業の見込み値につきまして、昨年

度見込み値をお諮りした際の最大値の3人を設定しておりましたが、25年度の実績が確定し、6人の利用がございましたので、最大人数の6人を改めて今後の見込み値としております。来年度以降も、見込み値を上回る利用となる可能性もございますが、必要に応じて訪問を実施いたします。実施体制といたしましては、民間のヘルパー会社に委託し、約10人の訪問員が支援が必要と判断された家庭への訪問を行います。

次に、10ページ(8)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)です。この事業は、見込み値に修正はございませんが、現状の相談件数が見込み値ほどの件数がないこともございますので、実施につきましては制度開始後実際の利用状況を見た上で検討したいと考えております。したがって、計画といたしましては、2か年程の傾向を見た上での実施を行う考えにより29年度から実施する内容としております。次に、11ページ(9)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。この事業については、見込み値の算出方法に関し、国から修正指示があった事業ですが、改めて調査結果等を見直したところ、有効回答数が3名のみであり、極端に少ないため、ニーズ調査からの量の見込みについては、資料2に示しておりますとおり、過去の実績から算出した利用率を今後の児童人口にかけ合わせて算定しております。この事業に関しては、見込み値に関わらず、提供会員の増員を図り、また依頼会員と提供会員のマッチングを促進するためのコーディネートを引き続き行い、利用促進を行ってまいります。

次に、12ページ(10)一時預かり事業です。この事業は、見込み量が保育所での一時預かりにつきましては、実績と比較するとかなり多く発生していたため、資料2に示しておりますとおり、国の修正指示内容をもとに見込み量の修正を行っております。修正内容といたしましては、日常的に親族に見てもらえる人を除く、また対象者の想定として、実際の利用を想定して、専業主婦や短時間パート家庭に限定して算出をし直しております。また、幼稚園での預かり保育につきましても、再度調査結果を見直し、再計算した結果を記載しております。一時預かり事業につきましては、原則この見込みどおりに確保方策として記載し実施してまいります。

次に、13ページ(11)時間外保育事業(延長保育事業)です。この事業につきましては、見込み値は変更していませんが、実績値を見込み値と単位を合わせて記載しなしております。この事業の確保方策につきましては、見込み値と同じ利用実人数を挙げておりますが、見込み値に関わらず、実際の通常保育を利用する児童の利用状況に合わせて実施していくものでございます。

次に、14ページ(12)病児・病後児保育事業です。この事業につきましても、大目にニーズが出ておりましたので、資料2に示しておりますとおり、国の修正指示内容をもとに、実績から算出したキャンセル率を掛け合わせ、また、利用日数につきましても、平均利用実績日数に修正した上で、再度算定をしております。この結果、平成27年度は現状より350人程度多くの利用を見込むこととなりますが、実際の利用を見極めた上で、必要に応じて実施場所等を拡充することも含め、対応を検討してまいります。

次に、15ページ(13)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)です。この事業につきましても、見込み量を修正しておりますので、資料2に示しております。当初平成

27 年度には実績よりも 400 人程度多い 1,724 人の利用を見込んでおりましたが、特に高学年のニーズが実情よりもかなり多く出ていたため、国の通知に基づき、就学前児童の保護者を対象とした調査結果から、より利用実態に近い小学生の保護者を対象とした調査の結果に変更し、見込み量を算出し直しております。その結果、修正後の数値の見込み量となり、確保策といたしましても、見込み量を確保していく計画としております。議題 2 の説明については、以上でございます。

委員長：ありがとうございます。ただいま事務局より確保方策について説明がありました。かなり事業の数が多く 13 種類ですので、前回と同じように少しずつ分けて審議していきたいと思います。まず、資料 4 ページの利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業についてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

特にないようですが、地域子育て支援拠点事業について、量の見込みは現状より増加するということですが、規模としては、現状規模で実施する方向となっています。前回の会議で、実際に地域子育て支援拠点事業をされている久保田委員から質を充実させるべきではないかという意見がありましたが、具体的にどの取り組みが必要であるか。また、その他のことで、今後の事業の実施について何かございますか。

久保田委員：前回に子育て支援者の質の向上に課題があるとお話しさせていただきました。今までは場の提供をはじめ、相談や情報、講座の提供などが支援者主導で行われる子育て支援が行われてきました。このような「肩代わり支援」から「親自ら、自らの力を引き出す」支援へとしていき子育て支援をより効果的なシステムにしていく必要があると思います。数年前から自治体や NPO 法人で、アメリカから生まれたセカンドステップのプログラムやカナダで生まれたノーバディーズパーフェクトプログラムを取り入れているような団体もありますが、それ以前に子育て支援に携わる者にとって必要なのは保護者との関係作りで月に 1 回や週に 1 回しかお目にかからない保護者とどのような信頼関係を築いていくのか、保護者の方それぞれ一人ひとりが求めることも違いますので、経験や力量が必要とされます。門真市の民間保育園では、大阪府社会福祉協議会の育児相談員研修プログラムを導入しています。この研修プログラムに参加するためには最低 5 年位以上保育士の経験がないと受講できません。子育て支援の現状や需要、支援する者に必要な力を養うようなプログラムが組み込まれていて、数十時間という長い研修を受講しないと認定がもらえないようなシステムになっています。もうワンランクアップしたものに、スマイルサポーターがあります。様々な相談の解決のために関係機関に繋ぐ役割を担うもので大阪府知事に認定されています。さらに専門性を高めることができるフォローアップ研修もありますので、そうした外部の研修や講座に積極的に参加し、研鑽を積んでいくという事がこれからの子育て支援者には必要なのではないのでしょうか。

委員長：貴重なご意見をありがとうございました。質の向上の具体的な提示でしたが、セカンドステップとは具体的にどのような内容のものですか。

副委員長：セカンドステップについての詳しい中身までは存じ上げないのですが、子育て支援員の質を向上させるというのは、非常に重要な話になってくると思います。北欧に行きますと、公園ごとに子育てに関する相談員が常駐しているというようなシステムがあります。いきなり専門家に頼る、相談するというのは、なかなか難しいもので、何か困った時に気

軽に話ができる人というのは重要なポジションです。子育て支援員のシステムというのは、おそらく専門機関に行く前に迷った時にすぐ話ができる人たちがあちこちにいる、そういったシステムづくりではないかと思いますし、これから子育て支援を推進する場合に非常に重要なポイントになってくると思います。

委員長：貴重なご意見をいただきましたので、この地域子育て支援拠点事業の参考にしていきます。他になれば、次の妊婦に対する妊婦健康診査事業及び乳児家庭全戸訪問事業のこの2つの取り組みについて、何かご意見はありますか。

内藤委員：妊婦に対する健康診査ですが、病院に受診する際に、乳児や幼児の兄弟がいて、受診先が遠い場合には、タクシーの利用券などを発行する制度があれば助かるのではないですか。

委員長：市への要望ですが、事務局はどうですか。

事務局：現時点ではそのようなサービスは実施しておりませんが要望として承っておきます。

委員長：委員が言われるように幼い兄弟を連れて受診する場合に不都合が出てくるわけですから要望として何らかの形で工夫されると思います。ありがとうございました。

事務局：委員からご意見のあった妊婦健診ですが、14回までの補助制度があります。26年度の今年度からは、補助額が最大限10万円まで引き上げるなど、妊娠時期から出産時期まで補助制度を拡充することによって、安心して出産をしていただけるよう努めてはおります。

内藤委員：ベビーカーを押して行ける場所であればいいのですが、健診を受けないとやはり危険ですし、健康保険上でも出費となりますので検討していただきたいです。

川西委員：我々民生委員は地域の見守りということで、こんにち赤ちゃん訪問に登録させていただいていることもあるのですが、組織的に動けることがあれば、これからも協力させていただきたいと思います。人との繋がりから組織で情報交換ができたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：民生委員の立場から組織的な取り組みとして、情報交換等を含め他業種との連携が必要ではないかというご意見でした。医療の立場から見てそのあたりを中塚委員にお聞きしたいと思うのですがどうでしょうか。

中塚委員：妊婦健康診査事業のこの数値は届出数ですね。婦人科の医師にお聞きしたところ、きちんと届出をされていない方も少なからずおられるのが現状です。何か届出しない方を救い上げる方法はないかということですが、個人情報問題もありますので行政に対応していただきたいです。そうすると今後の見込み値が少し変わってくるのかと思いますので、そのあたりの配慮もお願いしたいです。

委員長：妊婦健診に対しては、この見込み値にも様々なケースがあるため、考慮いただけたらということです。

内藤委員：いよいよ産まれるという時になって、突然産院に飛び込みで受診する方はどれくらいいらっしゃるのですか。

中塚委員：報道などで耳にしたことがあると思いますが、救急搬送でたらい回しにされたり、受け入れを拒否したなどということがあります。届出しないまま出産間際まで産科に掛かることなく、妊娠中の経過記録がどこにもない場合などに、救急隊が婦人科を当たっても婦人科側としては緊急対応が困難というケースもあります。詳しい数値等については、

分かりかねますが、婦人科の方で把握されているかもしれません。

内藤委員：その状態を放置しておくのは問題です。

中塚委員：しかし、救い上げる方法が見つからないのが現状です。診察して情報を得た医師の場合も守秘義務や個人情報の観点から容易く他の医師に漏洩はできません。

内藤委員：すると未婚で妊娠している人の相談窓口が必要ではないですか。

中塚委員：その点について考慮をお願いしたいということです。

内藤委員：方法の見当がつかませんが、状況を把握できたらよいと思います。

事務局：望まぬ妊娠については、大阪府が委託事業としましてにんしん SOS 事業を行っています。

SOS カードを使用した相談窓口ですが、周知を行うよう以前より大阪府から依頼がありまして、市も問題意識を持っております。SOS カードとは手のひらに収まるほどの小さなカードで市役所の女子トイレ内に設置してありまして、カードを携帯端末にかざせば携帯電話から相談センターに携帯電話が繋がるシステムです。相談内容によって保健師につないだ方がよい場合は、保健所の保健師に繋がります。また、健康増進課にも保健師が常駐していますので、相談に乗らせていただいております。

委員長：情報提供ありがとうございました。この問題に関しては、対策がシステム化しているということです。次に、養育支援訪問事業と子育て短期支援事業につきまして、何かご意見はございますか。

特にありませんか。この二つの事業については、門真市は見込み数も非常に少なく、現在ショートステイやトワイライトステイも実施していないということで、来年度以降状況を見て適宜必要性が出てきたら対応をしたいということでした。

では、次の9番、10番の子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）と一時預かり事業について、何か意見はございませんでしょうか。

邨橋委員：一時預かり事業の私立幼稚園での確保に当たっての方向性で、今回、改めて幼稚園型の預かり事業の実施が進められることになっていますが、それと同時に、既存の一般的な預かり事業もあれば、預かる範囲が広がります。自宅から近い場所に預けやすくなるというメリットがありますので、園の判断によってどちらかを選択しても受けられるようにしていただければと思います。

委員長：預かるということその園の園児だけで固定するのではなくてということでしょうか。

邨橋委員：幼稚園型の枠というのは、今まで各園でやっていた在園児の預かり事業がこの認定こども園でもできるという形になります。それと別に、今までの一時預かり事業というのは、どなたでも利用できるという形ですので、一般的な一時預かり事業の方が利用者としては便利だろうとは思いますが、それを事業者きちんと説明した上で、どちらかを選択した方が、見込み量が吸収できる可能性が高いと思います。

委員長：ありがとうございました。一時預かり事業について他に何かございますでしょうか。特にないようですので、次の事業についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。病児・病後児保育については、見込み量の方が非常に高いということで説明がありましたが、実際に予約していても活用しないというケースもあって、実態と乖離しているため、今回修正して見込みがかなり減ってきました。実際の説明がありましたけれども、今後の方向を見ながらの対応ということでもよろしいでしょうか。特にないようですので、最後

のその他について事務局から何かありましたらお願いします。

(3) その他

事務局：今後の会議の予定をお話しさせていただきます。

次回の会議は、10月末または11月初め頃の開催を予定しております。また、後日改めて日程調整の上、開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

委員長：他に何かございますでしょうか。

内藤委員：郵送されてきた第7回 門真市子ども・子育て会議の会議録の中で「結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の視点」とありますが、門真市においては、ひとり親家庭は25%以上ですので、学校においても1クラス25%はひとり親家庭ということになると思われます。未婚、結婚、離婚、再婚とそれぞれの事情もあり、妊娠しても先程の順番どおりに進んでいかないこともあります。子どもの支援という観点では、どんな家庭であっても支援が受けられるということが前提ですので、そもそも結婚という言葉を入れる必要があるのかを疑問に感じました。

委員長：ご指摘のように、基本的には、やはり様々な家族形態があると思います。必ずしも結婚して出産してそれが一般的という事ではなく、この計画の中では、具体的なケースもあれば、事実婚的なものやひとり親家庭といったケースもあるという多様な家族が含まれていることを前提として理解されていると思います。これは、文言の表現になると思います。

内藤委員：この文言を見て、引っ掛かる方もいると思いますので、門真市としてはこの「結婚」という言葉を省いた方がよいのではないのでしょうか。

副会長：内藤委員のおっしゃるとおりだと思います。国が子育て支援の政策を立てていく時点で同様の議論がありました。しかし、結婚という言葉在省くと、家族形態が崩れてしまうという懸念があり、やはり結婚して子供を産むという保守的な考え方が根強く、現実には即した政策にはなかなか踏み込めていません。例えば、フランスは結婚という形態とは関係なく子どもを産み育てることを支援しています。ひとり親家庭であろうが、ふたり親家庭であろうが、同性婚であろうが全く関係なく、フランスとしての国の文化を背景とする政策があります。しかし、日本の少子化は深刻な問題で、個人的にはそこまで踏み込まないと解消できないと思っているのですが、日本的な倫理感や日本的な文化が根底にあり、踏み込めていないのが現状です。

内藤委員：結婚という文言は、子ども・子育て支援には入れる必要がないのではないかと思います。

副委員長：結婚という文言を削除するか否かについて判断しようとするれば、門真市としてどうするのか、広く議論をすべきかと思います。

内藤委員：議論していただきたいと思います。簡単にスルーされるのは考えものです。

委員長：あくまでも文言のことですが、これは次世代育成支援対策推進法で国が示している部分の内容そのまま転記していますが、一応そういうご意向とご意見もあるということで、ありがとうございました。他に何かございますか。

内藤委員：アンケートでも出てきていますように、こうした子育て支援の情報は広報だけでは情報不足かと思います。支援側としても必要ですので、NPO 法人や私立、公立の幼稚園、保育園などにスポンサーになってもらい、子育てに関するいろんな情報を掲載する冊子、あるいは情報誌を発行できませんか。フェイスブックをはじめ、SNS もホームページもありますが、利用できない人も多いですし、紙媒体は保存もできますので、年に 1 回の発行でもいいので、検討していただきたい。

委員長：ありがとうございました。そうした情報誌の発行は意味のあることだと思いますので、門真市と連携しながら必要な機関に配布するのも情報提供に繋がると思いますので、機会がありましたら提案をお願いします。

事務局：子育て情報誌につきましては、子育て支援マップを市で作成させていただいておりまして、こんにちは赤ちゃん訪問事業の全戸訪問の際にお配りしています。他に公共施設などに設置はしていますが、子育てに関係ない世帯までには届いていない状況です。

内藤委員：ファミリー・サポート・センター事業の状況などを周知する上でも関係がないわけではないと思います。

事務局：今後も、そういう意味では全体に周知させていただくつもりです。

委員長：それでは、以上をもちまして、第 8 回の門真市子ども・子育て会議を終了いたします。みなさま本当にありがとうございました。

<閉会>